

岩手県医療局管理規程第6号

医療局企業職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

岩手県医療局長 遠藤達雄

医療局企業職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

医療局企業職員安全衛生管理規程（昭和62年岩手県医療局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第1章 総則（<u>第1条・第2条</u>）</p> <p>第2章～第4章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（産業医）</p> <p>第3条 <u>労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第13条の規定による産業医は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者をもって充てる。</u></p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>2 産業医は、<u>予防接種及び健康診断の実施に当たる。</u></p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則（<u>第1条～第2条の3</u>）</p> <p>第2章～第4章 [略]</p> <p><u>第5章 雑則（第46条）</u></p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p><u>（4） 産業医 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第13条の規定による産業医をいう。</u></p> <p><u>（所属長の責務）</u></p> <p><u>第2条の2 各課等の長（以下「所属長」という。）は、この規程に定める事項を適切に実施するほか、職員の安全及び健康の確保に努めなければならない。</u></p> <p><u>（職員の責務）</u></p> <p><u>第2条の3 職員は、安全及び健康の確保上必要な事項について所属長、産業医その他の安全衛生管理に従事する者の指示又は指導を受けたときはこれを遵守するとともに、常に自己の健康の保持及び増進に努めなければならない。</u></p> <p>（産業医）</p> <p>第3条 産業医は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>2 産業医は、<u>この規程に定めるもののほか、次に掲げる職務のうち医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。</u></p> <p><u>（1） 健康診断及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第14条第1項第1号に規定する面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく健康の保持のための措置に関すること。</u></p> <p><u>（2） 職員の作業の管理に関すること。</u></p> <p><u>（3） 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。</u></p> |

3 病院長は、産業医を選任したときは、産業医、衛生管理者等選任報告書（様式第1号）により局長に報告しなければならない。

（衛生管理者等）

第4条 [略]

（安全衛生事務主任等）

第5条 [略]

2 前項の安全衛生事務主任は、本庁にあっては職員課の福利厚生担当の主査を、病院にあっては事務局次長（事務局次長を置かない病院にあっては、病院長があらかじめ指名する者）をもって充てる。

3 [略]

（安全衛生担当者）

第6条 [略]

2 前項の安全衛生担当者は、各課等の長（以下「所属長」という。）の指名する者をもって充てる。

3 [略]

（組織）

第8条 [略]

（4） 職員の衛生のための教育に関すること。

（5） 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

（6） 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。

3 産業医は、職員の健康を確保するため必要があると認めるときは、その職務に関し、所属長に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

4 産業医は、職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

5 病院長は、産業医を選任したときは、別に定める様式による産業医・衛生管理者等選任報告書により局長に報告しなければならない。

（衛生管理者等）

第4条 [略]

（衛生管理者の職務）

第4条の2 衛生管理者は、次に掲げる職務のうち技術的事項を行う。

（1） 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。

（2） 職員の衛生のための教育の実施に関すること。

（3） 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

2 衛生管理者は、少なくとも毎週1回職場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならない。

（安全衛生事務主任等）

第5条 [略]

2 前項の安全衛生事務主任は、本庁にあっては職員課の福利厚生担当の職員を、病院にあっては事務局次長（事務局次長を置かない病院にあっては、病院長があらかじめ指名する者）をもって充てる。

3 [略]

（安全衛生担当者）

第6条 [略]

2 前項の安全衛生担当者は、所属長の指名する者をもって充てる。

3 [略]

（組織）

第8条 [略]

2 [略]

3 副委員長は、本庁にあっては管理課総括課長を、病院にあっては当該病院の事務局長をもって充てる。

4 [略]

(組織)

第14条 [略]

2 特別審査会は、委員5人をもって組織し、職員課総括課長及び管理課総括課長をもって充てるほか、医師である職員及び学識経験者のうちから局長が任命する。

3 [略]

(健康管理)

第23条 [略]

2 職員課総括課長及び病院長（以下「病院長等」をいう。）は、第38条第1項又は第42条第1項若しくは第3項の規定により要保護の管理区分の判定を受けた職員又は第38条第2項の規定により要療養（A1）の判定を受けたものとみなされた職員については、当該判定及び健康診断の実施に当たる産業医（以下「健康診断実施責任者」という。）の意見に基づき、要保護者の保護措置決定基準（別表第1）に従い、適切な保護措置を講じなければならない。

(作業の管理)

第23条の2 [略]

(健康の保持増進の義務)

第24条 職員は、健康の保持増進に常に留意するとともに、所属長の指示に従い、過労を避け、摂生を重んじ、健康の回復に努めなければならない。

2 第23条第2項の規定により保護措置を講じられた職員は、病院長等及び医師の療養指導等に従い、療養に努めなければならない。

(防疫)

第27条 病院長等は、職員が感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症（四類感染症を除く。）をいう。以下同じ。）にかかり、又はかかるおそれがあるときは、直ちに防疫上必要な措置を講じるとともに、速やかに局長に報告しなければならない。

第29条 予防接種の実施に当たる産業医（以下「予防接種実施責任者」という。）は、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）の定めるところにより予防接種を行うものとする。

第30条 病院長は、局長の指示に基づき、予防接種を実施しようとするときは、予防接種実施責任者と協議の上、日時、場

2 [略]

3 副委員長は、本庁にあっては経営管理課総括課長を、病院にあっては当該病院の事務局長をもって充てる。

4 [略]

(組織)

第14条 [略]

2 特別審査会は、委員5人をもって組織し、委員は、職員課総括課長及び業務支援課総括課長をもって充てるほか、医師である職員及び学識経験者のうちから局長が任命する。

3 [略]

(健康管理)

第23条 [略]

2 職員課総括課長及び病院長（以下「病院長等」という。）は、第38条第1項又は第42条第1項若しくは第3項の規定により要休業、要軽業若しくは要注意又は要治療若しくは要観察の判定を受けた職員又は第38条第2項の規定により要休業（A）の判定を受けたものとみなされた職員については、別表に定める事後措置の基準及び産業医の意見に従い、適切な事後措置を講じなければならない。

(作業の管理)

第24条 [略]

(防疫)

第27条 病院長等は、職員が感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症（五類感染症を除く。）をいう。以下同じ。）にかかり、又はかかるおそれがあるときは、直ちに防疫上必要な措置を講じるとともに、速やかに局長に報告しなければならない。

第29条 産業医は、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）の定めるところにより予防接種を行うものとする。

第30条 病院長は、局長の指示に基づき、予防接種を実施しようとするときは、産業医と協議の上、日時、場所その他予防

所その他予防接種の実施に関し必要な事項を職員に周知させるとともに、予防接種実施者名簿（様式第2号）を予防接種実施責任者に提出しなければならない。

（予防接種実施結果の通知及び報告）

第31条 予防接種実施責任者は、予防接種が終了したときは、その結果を、予防接種実施結果報告書（様式第3号）に記載して病院長等に通知しなければならない。

2 [略]

3 病院長等は、公務その他やむを得ない理由により指定された日時及び場所において予防接種を受けることができない職員があるときは、予防接種不参届（様式第5号）を予防接種実施責任者に提出し、その指示に従って予防接種を受けさせなければならない。

（定期健康診断）

第33条 定期健康診断は、すべての職員（第23条第2項の規定により療養の保護措置を受けている職員（以下「療養者」という。）を除く。）について、毎年5月及び11月に行う。

2 定期健康診断の検査又は検診（以下「検査」という。）の項目は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第44条第1項各号に掲げる検査の項目の中から健康診断実施責任者が定める。

3 定期健康診断の結果、健康に異常の認められた職員及びその疑いのある職員並びに第23条第2項の規定により要保護の保護措置を受けている職員（療養者を除く。）に対しては、必要に応じて精密に検査を行うものとする。

4 [略]

（特殊健康診断）

第34条 [略]

(1)・(2) [略]

(3) 端末機、刻印機等の操作業務

(4) 前3号に掲げる業務以外の業務で局長が必要と認める業務

2 [略]

（健康診断の実施）

第36条 健康診断実施責任者は、前3条の規定により健康診断を実施しようとするときは、日時、場所その他健康診断の実

接種の実施に関し必要な事項を職員に周知するとともに、別に定める様式による予防接種実施者名簿を産業医に提出しなければならない。

（予防接種実施結果の通知及び報告）

第31条 産業医は、予防接種が終了したときは、その結果を、別に定める様式による予防接種実施結果報告書に記載して病院長等に通知しなければならない。

2 [略]

3 病院長等は、公務その他やむを得ない理由により指定された日時及び場所において予防接種を受けることができない職員があるときは、別に定める様式による予防接種不参届を産業医に提出し、その指示に従って予防接種を受けさせなければならない。

（定期健康診断）

第33条 定期健康診断は、全ての職員（第23条第2項の規定により療養のため勤務させないこととする事後措置が講じられている職員（以下「療養者」という。）を除く。）について、毎年5月及び11月に行う。

2 定期健康診断の検査又は検診（以下「検査」という。）の項目は、省令第44条第1項各号に掲げる検査の項目の中から産業医が定める。

3 定期健康診断の結果、健康に異常の認められた職員及びその疑いがあると診断された職員並びに第23条第2項の規定により事後措置が講じられている職員（療養者を除く。）に対しては、必要に応じて精密検査等を行うものとする。

4 [略]

（特殊健康診断）

第34条 [略]

(1)・(2) [略]

(3) 前2号に掲げる業務以外の業務で局長が必要と認める業務

2 特殊健康診断の結果、健康に異常の認められた職員及びその疑いがあると診断された職員並びに第23条第2項の規定により事後措置が講じられている職員（療養者を除く。）に対しては、必要に応じて精密検査等を行うものとする。

3 [略]

（健康診断の実施）

第36条 産業医は、前3条の規定により健康診断を実施しようとするときは、日時、場所その他健康診断の実施に関し必要

施に関し必要な事項を定めて病院長等に通知しなければならない。

2 病院長等は、前項の通知を受けたときは、速やかにその旨を職員に周知するとともに、別に定める健康診断受診者名簿を健康診断実施責任者に提出しなければならない。

3 [略]

(受診義務)

第37条 [略]

2 病院長等は、公務その他やむを得ない理由により指定された日時及び場所において健康診断を受けることができない職員があるときは、健康診断不参届(様式第5号)を健康診断実施責任者に提出し、その指示に従って健康診断を受けさせなければならない。

3 職員(次条の規定により要療養(A1)の管理区分の判定を受け、又は受けたものとみなされる者を除く。)は、健康診断を受けなかったときは、病院長等の指示に従い、第1項の健康診断終了1月以内に健康診断受診届(様式第6号)に必要な資料を添えて、病院長等を経て健康診断実施責任者に提出しなければならない。

4 前項の場合において、健康診断実施責任者が適当と認めたときは、健康診断を受けたものとみなす。

(健康管理区分の判定等)

第38条 健康診断実施責任者は、健康診断を実施したときは、健康診断の結果を、健康管理区分判定基準(別表第2。以下「判定基準」という。)に従い、当該健康診断を受けた職員(前条第4項の規定により健康診断を受けたものとみなされた職員を含む。)について健康管理区分の判定を行い、その判定を健康診断受診者名簿に記載して病院長等に通知しなければならない。この場合において、判定基準に掲げる要保護の管理区分に該当する職員(以下「要保護者」という。)については、所属長が採るべき保護措置その他健康管理に必要な意見を付すものとする。

2 前項に規定する場合のほか、職員が次に掲げる病気の診断を受け、勤務を離れて療養を開始したときは、判定基準に掲げる要療養(A1)の判定を受けたものとみなす。

(1)・(2) [略]

3 [略]

(健康診断実施結果の報告)

第39条 病院長等は、健康診断が終了したときは、終了後1月以内に、定期・特殊・臨時健康診断実施報告書(様式第8号)により、その旨を局長に報告しなければならない。

な事項を定めて病院長等に通知しなければならない。

2 病院長等は、前項の通知を受けたときは、速やかにその旨を職員に周知するとともに、別に定める健康診断受診者名簿を産業医に提出しなければならない。

3 [略]

(受診義務)

第37条 [略]

2 病院長等は、公務その他やむを得ない理由により指定された日時及び場所において健康診断を受けることができない職員があるときは、別に定める様式による健康診断不参届を産業医に提出し、その指示に従って健康診断を受けさせなければならない。

3 職員(次条の規定により要休業(A)の管理区分の判定を受け、又は受けたものとみなされる者を除く。)は、健康診断を受けなかったときは、病院長等の指示に従い、第1項の健康診断終了1月以内に別に定める様式による健康診断受診届に必要な資料を添えて、病院長等を経て産業医に提出しなければならない。

4 前項の場合において、産業医が適当と認めたときは、健康診断を受けたものとみなす。

(健康管理区分の判定等)

第38条 産業医は、健康診断を実施したときは、当該健康診断を受けた職員(前条第4項の規定により健康診断を受けたものとみなされた職員を含む。)について別表に定める判定基準により健康管理区分の判定を行い、その結果を第36条第2項に規定する健康診断受診者名簿に記載して病院長等に通知しなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、職員が次に掲げる病気の診断を受け、勤務を離れて療養を開始したときは、当該職員は同項の規定により要休業(A)の判定を受けたものとみなす。

(1)・(2) [略]

3 [略]

(健康診断実施結果の報告)

第39条 病院長等は、健康診断が終了したときは、終了後1月以内に、別に定める様式による定期・特殊・臨時健康診断実施報告書により、その旨を局長に報告しなければならない。

2 健康診断実施責任者は、第33条第3項又は第34条第1項の規定により精密に健康診断を行った日以後速やかに健康診断精密検査実施報告書（様式第9号）を局長に報告しなければならない。

3 [略]

（療養の報告）

第40条 所属長は、勤務を離れて療養する職員又はその療養期間を延長しようとする職員があるときは、職員療養（継続）報告書（様式第11号）を局長に提出しなければならない。ただし、勤務を離れた期間が14日未満の者については、この限りでない。

2 勤務を離れて療養する職員は、その療養期間3月ごとに療養経過報告書（様式第12号）を所属長を経て健康診断実施責任者に提出しなければならない。

3 健康診断実施責任者は、前項の療養経過報告書の提出を受けたときは、所要事項を記録しておかなければならない。

（健康管理区分の変更）

第41条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、健康管理区分変更申請書（様式第13号。以下「変更申請書」という。）に医師の診断書（様式第14号又は様式第14号の2）及び審査に必要な資料（以下「審査資料」という。）を添えて、病院長等を経て健康診断実施責任者に提出しなければならない。

（1） [略]

（2） 第23条第2項の規定による要軽業、要注意及び要観察の保護措置を受けている職員が当該措置の変更又は解除を求めるとき。

（3） 判定基準に掲げる健康の管理区分に該当する職員が当該管理区分の変更を求めるとき。

（変更申請書を受理した場合の処理）

第42条 健康診断実施責任者は、変更申請書を受理したときは、当該変更申請書を、判定基準に従い、職員について、健康管理区分の判定を行い、その判定を健康管理区分判定通知書（様式第15号）により病院長等に通知しなければならない。この場合において、要保護者については、病院長等の採るべき保護措置その他健康管理に必要な意見を付すものとする。

2 健康診断実施責任者は、勤務を離れて療養した期間が2月以上にわたる職員が出勤しようとするときは、前項の規定にかかわらず、変更申請書及び審査資料に文書による意見を付し、病院長等を経て局長に送付するものとする。

3 局長は、前項の規定による変更申請書等の送付を受けたと

2 産業医は、第33条第3項又は第34条第2項の規定により精密検査等を行った日以後速やかに別に定める様式による精密検査実施報告書を局長に提出しなければならない。

3 [略]

（療養の報告）

第40条 所属長は、勤務を離れて療養する職員又はその療養期間を延長しようとする職員があるときは、別に定める様式による職員療養（継続）報告書を局長に提出しなければならない。ただし、勤務を離れた期間が14日未満の者については、この限りでない。

2 勤務を離れて療養する職員は、その療養期間3月ごとに、別に定める様式による療養経過報告書を所属長を経て産業医に提出しなければならない。

3 産業医は、前項の療養経過報告書の提出を受けたときは、所要事項を記録しておかなければならない。

（健康管理区分の変更）

第41条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定める様式による健康管理区分変更申請書（以下「変更申請書」という。）に医師の交付した別に定める様式による診断書及び審査に必要な資料（以下「審査資料」という。）を添えて、病院長等を経て産業医に提出しなければならない。

（1） [略]

（2） 職員が健康管理区分の変更を求めるとき。

（変更申請書を受理した場合の処理）

第42条 産業医は、変更申請書を受理したときは、別表に定める判定基準により健康管理区分の判定を行い、その結果を別に定める様式による健康管理区分判定通知書により病院長等に通知しなければならない。この場合において、事後措置の必要な職員については、病院長等の講ずべき事後措置その他健康管理に必要な意見を付すものとする。

2 産業医は、勤務を離れて療養した期間が2月以上にわたる職員が出勤しようとするときは、前項の規定にかかわらず、変更申請書及び審査資料に文書による意見を付し、病院長等を経て局長に送付するものとする。

3 局長は、前項の規定による変更申請書等の送付を受けたと

きは、速やかに審査会の審査を経て判定基準に掲げる健康管理区分の判定をし、その判定を健康管理区分判定通知書により病院長等を経て健康診断実施責任者に通知するものとする。

4 [略]

(保護措置の通知及び報告)

第43条 病院長等は、第23条第2項の規定により保護措置をし、又は当該保護措置の変更をするときは、職員に保護措置等通知書(様式第16号)を交付して行わなければならない。

2 病院長等は、前項の規定により職員に保護措置等通知書を交付したときは、速やかに保護措置等報告書(様式第17号)により、健康診断実施責任者に報告しなければならない。ただし、第32条に規定する健康診断の結果に基づき保護措置をする場合においては、保護措置等報告書による報告を省略できるものとする。

3 前項の場合において勤務を離れて療養した期間が14日以上にわたる職員について、要療養の保護措置を解除したときは、療養解除報告書(様式第18号)により、局長に報告しなければならない。

(記録管理)

第44条 病院長等は、職員の健康診断及び第38条第1項に規定する健康管理区分の判定の結果その他必要な事項について、局長の指示により記録し、又は管理しなければならない。

(採用時の健康診断)

第45条 職員課総括課長は、職員を採用する場合は、採用者健康診断書(様式第20号)により、健康診断(以下「採用時健康診断」という。)を実施しなければならない。

2・3 [略]

4 採用時健康診断の検診項目、検診対象者及び検診方法等は、採用時健康診断検診基準表(様式第20号付表)によるものとする。

5 [略]

6 採用時健康診断実施機関の長は、採用時健康診断終了後、採用者健康診断書及び打鍵業務従事職員特殊健康診断個人表に結果を記載し、これを局長に送付しなければならない。

7 [略]

きは、速やかに審査会の審査を経て別表に定める判定基準により健康管理区分の判定を行い、その結果を健康管理区分判定通知書により病院長等を経て産業医に通知するものとする。

4 [略]

(事後措置の通知及び報告)

第43条 病院長等は、第23条第2項の規定により事後措置を講じ、又は当該事後措置を変更するときは、職員に別に定める様式による事後措置等通知書を交付して行わなければならない。

2 病院長等は、前項の規定により職員に事後措置等通知書を交付したときは、速やかに、別に定める様式による事後措置等報告書により産業医に報告しなければならない。ただし、第32条に規定する健康診断の結果に基づき事後措置を講じる場合においては、事後措置等報告書による報告を省略できるものとする。

3 前項の場合において勤務を離れて療養した期間が14日以上にわたる職員について療養のため勤務させないこととする事後措置を解除したときは、別に定める様式による療養解除報告書により局長に報告しなければならない。

(記録管理)

第44条 病院長等は、職員の健康診断及び健康管理区分の判定の結果その他必要な事項について、局長の指示により記録し、又は管理しなければならない。

(採用時の健康診断)

第45条 職員課総括課長は、職員を採用する場合は、別に定める様式による採用者健康診断書により、健康診断(以下「採用時健康診断」という。)を実施しなければならない。

2・3 [略]

4 採用時健康診断の検診項目、検診対象者及び検診方法等は、別に定める様式による採用時健康診断検診基準表によるものとする。

5 [略]

6 採用時健康診断実施機関の長は、採用時健康診断終了後、採用者健康診断書に結果を記載し、これを局長に送付しなければならない。

7 [略]

8 第38条第1項の規定は、第1項の規定による健康診断が行われた場合について準用する。

第5章 雑則

(秘密の保持)

第46条 職員の安全及び健康の確保に関する業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第23条、第38条、第42条関係）

| 健康管理区分 | | | | 事後措置の基準 |
|--------|---|------|-----------------------------|---|
| 区分 | | 判定基準 | | |
| 生活規制の面 | A | 要休業 | 勤務を休む必要がある場合 | 休暇、休職等の方法により、療養のため必要な期間勤務させないこと。 |
| | B | 要軽業 | 勤務に制限を加える必要がある場合 | 職務又は勤務場所の変更、休暇等の方法により、勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び出張をさせないこと。 |
| | C | 要注意 | 勤務をほぼ平常に行ってよい場合 | 深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限すること。 |
| | D | 健康 | 平常の勤務でよい場合 | |
| 医療の面 | 1 | 要治療 | 医師による直接の医療行為を必要とする場合 | 必要な治療を受けるよう指示すること。 |
| | 2 | 要観察 | 定期的に医師の観察指導を必要とする場合 | 観察指導を受けるよう勧奨し、及び発病又は再発防止のため必要な指導等を行うこと。 |
| | 3 | 健康 | 医師による直接の医療行為又は観察指導を必要としない場合 | |

様式第1号から様式第20号付表までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の医療局企業職員安全衛生管理規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により次の表の左欄に掲げる健康管理区分の判定を受けている職員は、この規程による改正後の医療局企業職員安全衛生管理規程（以下「改正後の規程」という。）の規定によりそれぞれ同表の右欄に定める健康管理区分の判定を受けたものとみなす。

| | |
|------------|----------|
| 要療養（A1） | 要休業及び要治療 |
| 要療養（A2） | 要休業及び要観察 |
| 要軽業（B1） | 要軽業及び要治療 |
| 要軽業（B2） | 要軽業及び要観察 |
| 要注意（C1） | 要注意及び要治療 |
| 要注意（C2） | 要注意及び要観察 |
| 要観察（D2） | 健康及び要観察 |
| 保護措置不要（D3） | 健康 |

3 この規程の施行の際現に改正前の規程の規定により講じられている保護措置は、改正後の規程の規定により講じられた事後措置とみなす。

4 改正後の規程に規定する別に定める様式は、この規程の施行の日以後に提出し、又は交付する報告書等又は通知書について適

用し、同日前に提出し、又は交付した報告書等又は通知書については、なお従前の例による。

- 5 改正後の規程に規定する様式による用紙のうち、健康診断受診届及び採用者健康診断書については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。